

健康

3回目接種について/接種証明書(電子版)について
 新型コロナウイルスについてお知らせします

追加接種(3回目接種)について

国の方針に基づき、市でも追加接種を実施します。
 追加接種は、「18歳以上」で「2回目接種を完了した日から原則8カ月以上経過した人(*)」が対象です。変更があった場合は、市ホームページなどでお知らせします。
 *高齢者は「7カ月以上経過した人」

接種券の発送

医療従事者から順に、接種時期が来た人に接種券を発送します。
 接種券がお手元に届き次第、電話もしくは予約サイトから予約をお願いします。

*施設に入所している高齢者の接種券は、各施設へ発送します。
 *65歳以上の人の接種券は、右の写真のような赤い封筒に入っています。



2回目接種の後に牧之原市に転入した人は、市に接種記録がないため、3回目接種を希望する場合は申請してください。詳しくは、市ホームページを確認してください。



市HP▶

予約方法

[Web予約]

▶ 新型コロナウイルス接種予約サイト (24時間受付)

<https://vaccines.sciseed.jp/makinohara>

*市LINE公式アカウントからもアクセスできます。



[電話予約]

▶ 牧之原市新型コロナウイルス予約相談センター

☎ 050-5210-8729 (平日午前8時15分~午後5時)

*つながりにくい時は、時間や日を改めておかけ直してください。

ワクチンの種類

- ▶ 個別接種 = ファイザー社製ワクチン
- ▶ 集団接種 = 武田/モデルナ社製ワクチン

初回(1・2回目)接種とは異なるワクチンで接種(交接種)しても大丈夫?

交接種の効果や安全性を評価した海外の研究によると、効果も副反応も「交接種と同種接種で差はなかった」と報告されていますので、ご安心ください。また、ファイザー社と武田/モデルナ社のワクチンの1・2回目接種の効果約半年間比較した観察研究では、武田/モデルナ社のワクチンの方が、感染予防、発症予防、重症化予防の効果が有意に高かったと報告されています。

新型コロナウイルスの接種証明書(電子版)が取得できます

12月20日から、スマートフォン(*)とマイナンバーカードをお持ちの人は、新型コロナウイルスの接種証明書(電子版)が取得できるようになりました。

専用アプリから申請・取得することで、表示可能となります。

ご不明点などは、健康推進課にお問い合わせください。

*マイナンバーカードを読み取ることができ、iOS 13.7以上、Android 8.0以上のスマートフォンに限る



市HP

取得に必要なもの

- ▶ マイナンバーカード
- ▶ マイナンバーカードを受け取る時に設定した4桁の暗証番号(券面事項入力補助用暗証番号)

マイナンバーカードをまだお持ちでない人へ

マイナンバーカードは、申請から交付の準備ができるまでおおむね1カ月かかります。お早めに申請・受け取りいただくようお願いします。

マイナンバーカードの取得方法などについては、市ホームページをご覧ください。



市HP

問い合わせ 健康推進課 ☎ (23) 0024

健康

静岡県志太榛原農林事務所主催「高校生による給食コンテスト」
 榛原高校生徒が優秀賞・審査員特別賞を受賞

問い合わせ 健康推進課 大岩仁美 ☎ (23) 0024

このコンテストは、高校生がテーマ食材(サバ、トマト、レタス、静岡県産の野菜)を使用した給食の献立を考えるもので、一次審査には志太榛原圏内の6校から46作品が応募。榛原高校の生徒2人が見事通過し、11月28日に藤枝市生涯学習センターで開催された二次審査会に参加しました。

当日は、生徒が考案した献立を実際に調理し、6人の審査員が調理の手際や彩り、出来栄などを審査。2人が「優秀賞」を受賞したほか、応募作品から同高校生1人が「審査員特別賞」を受賞しました。受賞作品については今後、学校給食での提供やレシピ配布などを行う予定です。

審査結果

賞	メニュー名	氏名(学年)
優秀賞	地元野菜で世界を感じよう~韓国~	いしはらけん 石原謙(3年)
優秀賞	野菜たっぷり給食	あまのりょうと 天野陵斗(3年)
審査員特別賞	サバハンバーグ給食	やまもとあつし 山本篤(3年)

相談

悩みごと・困りごとの解決に
 裁判所の「調停制度」が利用できます

問い合わせ 市民相談センター 桑田義明 ☎ (23) 0088

「貸したお金を返してもらいたい」「交通事故にあつてしまった」「お隣の騒音で困っている」などの民事に関する問題や、「離婚したいけれど冷静に話し合えない」「養育費をもらいたいけれど直接交渉するのは難しい」「遺産相続についてきょうだいでもめている」などの家事に関する問題が起きたときに、裁判所がお互いの言い分を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る「調停制度」を利用することができます。

調停には、お金の貸し借りなどのトラブルを扱う「民事調停」と、離婚や相続などの家庭のトラブルを扱う「家事調停」があります。民事調停は主に「簡易裁判所」、家事調停は「家庭裁判所」で扱われます。

そのお悩み、裁判所の「調停」で解決しませんか。

調停制度のメリット

▼手続きが簡単

法律の知識がなくても、一人で簡単に手続きできます。裁判所の窓口やウェブサイトで、申立書の書式や必要書類についてご案内しています。

▼費用が安い

手続きに必要な手数料は、例えば、貸金10万円の返還を求める場合は500円、離婚を求める場合は1200円です。その他、郵便料金が必要になります。

▼判決と同じ効果

話し合いでまとまった(調停が成立した)内容が守られないときは、強制執行(預金口座や給与の差押えなど)ができる場合があります。

▼秘密が守られる

非公開の手続きであるため、調停になつていないことは第三者には分かりません。裁判所には守秘義務があるので、言いくいことも話せません。

調停に関する問い合わせ

- ▼静岡簡易裁判所(民事係) ☎ 054(251)1362
- ▼静岡家庭裁判所(家事訟廷係) ☎ 054(273)8768



写真左から、天野さん、石原さん、山本さん

